

# 内 部 通 報 規 程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本規程は、役職員、登録選手、登録指導者からの、協会の業務に関連する、法令・協会内諸規程違反行為、倫理・コンプライアンスの観点から改善すべき行為等（以下、「不正行為等」という。）に関する通報の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、協会のコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

## 第2章 通報処理体制

### (窓口)

第2条 協会は、通報受付窓口（以下、「通報窓口」という。）を協会が委託した法律事務所に設置する。

### (通報の方法)

第3条 通報窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・郵便のいずれかとし、実名を原則とする。

### (通報窓口の利用者)

第4条 通報窓口の利用者は、協会の役職員（役員、正社員・契約社員・短時間正社員・パートタイマー・アルバイトを含む全ての役職員）、登録選手及び登録指導者とする。

### (通報の対象)

第5条 通報窓口の利用者は、協会の業務に関連し不正行為等が現に生じ又は今後生じようとしていると思われる場合は、通報窓口に通報することができる。また、これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても、通報窓口で相談することができる。なお、当該相談も、次条の報告・調査の対象とする。

### (報告・調査)

第6条 通報窓口が通報を受けたときは、通報内容を、報告書を送付（Eメールも可）することにより、協会事務局へ速やかに報告し、協会事務局はこれ

- をコンプライアンス委員会委員長及び理事長へ報告する。
2. 通報内容が協会事務局の構成員に関係する場合など、前項に定める報告ルートが適切ではない場合、同項の規定にかかわらず、通報窓口担当者はコンプライアンス委員会委員長等、通報窓口が適切と判断する者へ報告し、当該報告を受けた者は本規程の主旨に沿って、必要な対応を行う。
  3. 通報された事項に関する事実関係の調査は、弁護士監修のもと協会事務局が行い、調査結果をコンプライアンス委員会及び理事会へ報告する。なお、協会事務局の構成員が関係する通報等の場合、当該構成員は調査に関与してはならない。

#### (協力義務)

第7条 全ての役職員は、通報された内容の事実関係の調査に際して、協力を求められた場合には協力しなければならない。

#### (中止命令、是正措置等)

第8条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合、協会は次の措置を講じるものとする。

- (1) 不正行為等に関与した者に対する不正行為等の中止命令
- (2) 不正行為等の是正措置の実行又は実行の指示
- (3) 必要があると認めるときは、不正行為等に関与した者を懲戒処分にするべき旨の決定
- (4) 再発防止策の策定及びその実行又は実行の指示

#### (懲戒処分)

第9条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、協会は不正行為等に関与した者に対し、懲戒処分をなすことができる。

### 第3章 当事者の責務

#### (通報者の保護)

第10条 協会は、通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 協会は、通報により通報者の職場環境が悪化することのないように適正な措置をとらなければならない。

(個人情報・プライバシーの保護)

第11条 協会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく第三者に開示してはならない。

2. 協会及び本規程に定める業務に携わる者は、当該業務の遂行に際し、通報者・被通報者・調査に協力した者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(通知)

第12条 協会は通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者及び調査に協力した者のプライバシーに配慮しつつ、報告することができる。

2. 前項による報告を受けた通報者は、報告内容を第三者に開示してはならない。

(不正の目的)

第13条 通報者は、悪意をもって、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的で通報を行ってはならない。

なお、これに違反をした場合は懲戒処分の対象となることがある。

(所管)

第14条 本規程の運用に際しては理事長を責任者とする。

(附則)

この規程は、2023年3月1日より施行する。